

官報

号外 平成十一年三月五日

○第四百四十五回 参議院會議録第五号

平成十一年三月五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

平成十一年三月五日
午前十時 本会議

第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

第二 平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案(参第一〇号)及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(参第一一号)(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

両案について提出者の趣旨説明を求めます。國務大臣太田総務庁長官。

(國務大臣太田誠二君登壇、拍手)

○國務大臣(太田誠二君) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、情報公開法制を確立することとが国政上の重要課題となつていたところであり、

このため、行政改革委員会において、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定等に関する事項について、二年間にわたり、専門的かつ広範な調査審議を重ねていただき、その結果、平成八年十二月に、内閣総理大臣に対し、情報公開法制の確立に関する意見を提出されたところで

あります。これを受けて、政府は、同意見に沿つて、このたび行政機関の保有する情報の公開に関する法律案を取りまとめ、御提案することとなつたものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求することができる権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、何人も、国の行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとするとともに、開示請求があつたときは、行政機関の長は、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならぬこととするものであります。不開示情報については、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全と秩序の維持に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政機関等の事務または事業に関する情報の六つの類型に分けるとともに、各類型ごとに、その範囲を明確かつ合理的に定めております。

第二に、行政機関の長が行つた開示決定等について不服申し立てがあつた場合に、行政機関の長の諮問に応じ不服申し立てについて調査審議する機関として、総理府に情報公開審査会を置くこととするものであります。これは、行政機関が保有する行政文書を開示するかどうかの判断を当事者

である行政機関の長の自己評価のみに任せるのではなく、第三者の立場からの評価を踏まえた判断を加味することによつて、より客観的で合理的な解決を図らうとするものであり、このため、情報公開審査会には、行政文書の提示を求める権限等調査審議のために必要な権限を付与することとしております。

以上が行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の趣旨でございます。

引き続きまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されるのに伴ひまして、関係法律二十四件について、必要な規定の整備等を行うおうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、会計検査院長の諮問に応じ不服申し立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置くこととし、その組織、委員等について所要の規定を整備したことであります。

第二に、情報公開法または情報公開条例の規定により行政機関の長または地方公共団体の機関が著作物等を公衆に提供し、または提示する場合におけるその著作物等の権利の取り扱いについて、所要の規定の整備等をしたことであります。

第三に、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、原本もしくは抄本の交付または閲覧について独自の手続が定められているものについて、情報

公開法の規定の適用を除外することとしたこととあります。

第四に、その他関係規定の所要の整備を行うこととしたこととあります。

以上が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨でございます。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、衆議院において一部修正されており、その概要は次のとおりであります。

まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案につきましては、第一に、開示請求に係る手数料または開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないこととする。

第二に、情報公開訴訟の土地管轄について、原告住所を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁判所にも、訴訟を提起することができるものとする。

こと、また、これとあわせて、複数の裁判所に同一または同種もしくは類似の情報公開訴訟が提起された場合には、裁判所の判断で移送することができるようにすること。第三に、政府は、特殊法人の保有する情報の公開に関し、この法律の公布後二年を目途として、法制上の措置を講ずるものとする。

第四に、政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

案につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理するものとするものであります。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。江田五月君。

(江田五月君登壇、拍手)

○江田五月君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました二法案、いわゆる情報公開法案につき、質問します。

国にも法律で情報公開制度をつくらう、これは我が国の長年の課題であり、多くの国民が長い間待ち望んできました。アメリカにおけると三十年余り、遅きに失したとはいえ、情報公開法がやっと見えてきました。我が国もようやく情報公開の先駆である欧米諸国や韓国の背中が見えるところまで来ました。長くその実現のために心を砕いてきた者の一人として、私も感無量です。

民主主義の制度のもとでは、行政は国民の信頼に基づかないと成り立ちません。情報公開は、官僚の暴走を抑え、行政への信頼を確保するために必須の制度です。まさにアメリカのラルフ・ネーダー氏が喝破したとおり、情報は民主主義の通貨なのです。

我が国で最初に情報公開法案が国会に提出されたのは、今から約二十年前、一九八〇年のことです。以来、合計十二本の情報公開法案が議員立法として提出されましたが、いずれもほとんど審議もされず廃案。営々とした立法努力の積み重ねが続いてまいりました。

しかし、その間、官僚の不祥事は相次ぎ、超エリート官僚まで腐臭を放つようになってきました。もしこれらの議員立法の一つでも成立していたら、中央省庁の官僚の皆さんといえども、国民の目を無視することはできず、最近の不祥事は起こらなかつたのではないのでしょうか。

行政の秘密主義によって、時には国民はその生命や健康までも奪われました。薬害エイズは、もっと早く情報が公開されておればあのような悲劇にならなかつたことが、今では明らかではありませんか。

情報公開法の制定に一貫して消極的な姿勢をとり続け、これを先送りし続けてきたのはだれですか。現在の深刻な行政不信、官僚不信の最大の責任は歴代自民党政府にこそあると断せざるを得ません。小淵総理はいかがお考えですか。

我が国は今、社会のさまざまな分野で深刻な停滞に陥っています。その原因は、成長期に大きな役割を果たした明治以来の中央集権官僚支配システムが、成熟期に入って機能不全に陥ったからです。この状況から抜け出すには、市民や地域がその自主性に基づいてダイナミックに活動できるような、我が国の構造を根本から変革することが必要です。そのためには、地方分権の推進と情報公開制度の確立が不可欠です。

また、私たちの国は、国民が主権者です。その主権者が政府の活動を知らうとしたときに、これを権利として保障しないようでは、我が国は真の民主主義国家とは言えません。

私たち民主党は、情報公開制度につき、友党の皆さんとともに議員立法で法案を提出したほか、ただいま議題となっている政府案に対しても、各

党とともに衆議院で十二項目の修正案を提出し、全党を挙げ最優先でその実現に取り組んでまいりました。そこで小淵総理、情報公開制度の確立が民主主義と国の将来にとっていかなる意義を持つとお考えか、また、あなたはそのためにもどのような努力をされたかについてお答えください。

国の情報公開制度の歩みと比べると、地方の努力には目をみはるものがあります。一九八二年の山形県金山町の文書公開条例を端緒として、今や六百近い自治体において情報公開制度が確立しております。そしてNPOや市民団体がこうした自治体の情報公開制度を活用して、いわゆる官官接待、空出張などの実態を暴き出しています。官官接待がほぼ消滅したとされるのは、これら市民の地方での努力の成果ですね。食糧費や出張旅費も大幅に削減されました。

これらは、行政の内部監査だけでは決して摘発できません。しかし、行政の怠慢や不正がいかに厚い壁に守られていても、一たび市民が情報公開制度を手に入れば、市民みずからの手でこれを正すことができるわけです。また、市民と行政との間に緊張関係が生まれ、不祥事を未然に防止できます。こうしたことを自治体の情報公開制度は見事に証明しています。こうした自治体の実績に対する小淵総理の評価、これをお聞かせください。

私たちは、このように大きな意義を有する情報公開法を今国会で必ず早期に成立させなければならぬと思っております。確かに、政府案は、衆議院での全会派共同修正により幾らか磨きがかかってきました。敬意を表します。しかし、なお不十分な点が幾つか残っております。最近の報道を見て、国民の利益を第一に考え、党派を超えて、参

議院でより一層磨きをかけることが期待されてい
ます。今、参議院の独自性を發揮せず、いつ發揮
できるでしょうか。小淵総理、まさかあなたまで
が、ここで参議院が衆議院のカーボンコピーを脱
しても、参議院無用論にくみされることはないで
しょうね。お答えください。

そこで、再修正を検討すべき点について、具体
的に質問します。

第一は、本法案に知る権利が明記されていない
点です。

表現の自由は、情報を正しく知ることなしには
正当に行使できません。ですから、知る権利は、
表現の自由の不可欠の前提として、当然これに含
まれるものです。また、国民主権のもとでは、行
政の保有する情報は国民のもので、これは、そ
う書かれているかいかにかかわらず、当然の
ことです。しかし、情報公開制度の実際の運用に
当たっては、これが知る権利を具体化したもので
あることを明記しておかないと、行政情報は原則
公開だということが徹底しないおそれがありま
す。裁判所が知る権利を明言できないなら、国権
の最高機関である国会が、特に良識の府と言われ
る参議院から率先して明言すればいいじゃないで
すか。そこで、再修正で知る権利を明記するこ
とを検討すべきだと思います。総務庁長官のお考え
を伺います。

第二は、本法案が特殊法人を対象機関に含めて
いない点です。

特殊法人の多くには、政府の出資、すなわち国
民の税金が投入されており、また、その業務は行
政が行うものを代行し、その幹部は監督官庁から
の天下りで占められています。あの動力炉・核燃

料開発事業団の事例を見ても、国民は特殊法人の
活動内容に無関心ではいられません。韓国を初め
諸外国でも、政府が関係する法人を行政機関と同
様に取り扱い、情報公開の道を開いています。な
ぜ特殊法人を行政機関と区別して情報公開の対象
から外すのですか、総務庁長官。

第三は、企業などの法人情報に非公開の特例を
認めている点です。

政府案では、法人が行政機関に対し、非公開を
条件として任意に提供した情報は公開しないこと
ができることとなっています。しかし、もともと
法人の正当な利益を害する場合は情報を公開しな
いことにしているのですから、その上さらに非公
開条件の有無を考慮する必要はありません。この
条項は、官僚と業界の癒着の温床となりかねませ
ん。削除すべきだと思いますが、総務庁長官の御
見解はいかがですか。

第四は、手数料の問題です。

政府案では、公開の請求をした段階で手数料を
取った上、公開をする時点でさらに手数料を取る
という二重取りの制度となっています。その上コ
ピー代も取るのでしょうか。おまけに文書の数え方
次第で手数料は膨大な金額に膨れ上がります。市
民にこれほど重い負担を強いる例は自治体にはあ
りません。公益目的の場合には大幅な手数料の減
免を認めるなど、実質的な負担軽減措置も一考に
値します。総務庁長官、まさかあなたは乱用防止
の名目で、世界で最も利用しにくい情報公開制度
を我が国でスタートされるおつもりはないでしょ
う。どうかこの点を見直し、負担軽減のために一
緒に知恵を絞りましょう。これはぜひ参議院でし
なければならぬことだと思います。前向きな御

答弁をお願いします。

第五は、非公開の可否を争う裁判に関する問題
です。

政府案では、実質的には東京地方裁判所でしか
裁判を起せませんでした。地方の人は裁判所の
判断を得たければ高い交通費を払って東京まで出
てこいという傲慢な法律だったのです。そこで、
衆議院では、幾ら何でもこれはひどいと、全会派
共同修正で全国八カ所の地方裁判所で裁判を起こ
すことができるよう改められました。しかし、こ
れには高等裁判所本庁所在地という基準はありま
すが、その基準を採用する理論的根拠はありません。
提起する人の負担軽減のためだというのなら
全国すべての地方裁判所に広げるべきです。少な
くとも、日本海側やあるいは沖縄県にお住まいの
人の負担軽減は考えなければなりません。そのた
めに今必要とされているのはただ一つ、立法院の
決断だけです。総務庁長官、あなたは立法院が決
断すればそれを支持されますね。お答えくださ
い。

第六は、行政文書の管理の問題です。

情報の整理、保管が適切になされていしないと、
情報公開といっても絵にかいたもちになります。
私は、文書管理の方法は法律で定めるべきと思
います。政府案のように政令で定めるのでは、例
えば防衛調達で問題となったような不法廃棄を厳
しく罰することはできないでしょう。なぜ政令で
すか。さらに、施行日までに文書が不当に廃棄さ
れることのないよう、どのような方針で臨まれま
すか。総務庁長官の御答弁をお願いします。

第七は、本法案の施行日です。公布後二年以内
というのですが、法案が提出された昨年の三月か

ら既に一年間が経過しているのですから、その分
を差し引きましょうよ。施行期日の一年短縮につ
いて総務庁長官に伺います。

最後に、二十年という長期にわたって情報公開
法の成立を待ち望んできた国民の皆さんに心から
喜んでいただけるよう、本法案の内容をできる限
り繰り上げ磨き上げた上、国会の一日も早い時
期に成立させなければならないことを同僚議員の
皆さんに再度お訴えして、質問を終わります。
(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○國務大臣(小淵恵三君) 江田五月議員にお答え
申し上げます。

冒頭、江田議員から、これまでの情報公開法案
の経緯などに触れられつつ、歴代の政府の取り組
みについてお尋ねがございました。
これまで、政府は、情報公開法制の調査研究
を進めるとともに、運用上の措置として行政情報
の提供に努力してきたところであり、これまでの
こうした実績を踏まえまして、今般、情報公開法
案を提出し、御審議をお願いいたしておるところ
でございます。

情報公開制度の意義についてであります。
この制度は、国民に開かれた政府を実現するた
めに重要な制度であり、情報公開法案が成立する
ことにより、公正で民主的な行政の推進に資する
ものと考えております。

私といたしましては、所信表明演説で法案の早
期成立をお願いし、また、国会の施政方針演説
でも内閣として法案の早期成立に最大限努力する
旨を明らかにし、取り組んでまいりましたところ
でございます。

地方自治体の情報公開の実績に対する評価についてお尋ねがございました。

私は、地方公共団体における情報公開条例の実績については高い関心を持って注目してまいりました。政府といたしましては、情報公開法案の立案に当たりまして、諸外国の法制や、今申し上げました地方公共団体の条例をも参考にさせていただいたところでございます。

最後に、参議院における本法案の審議との関連で、参議院の役割についてお尋ねがございました。

従来から、二院制度において参議院が果たす役割やその重要性については十分認識いたしておるところであります。この法案は、衆議院において各党間の熱心な協議の上、全党共同提案の修正を盛り込み全会一致で可決され、参議院に送付されたものでございます。参議院でも御審議の上、早期に成立をお願い申し上げる次第でございます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣太田誠一君登壇、拍手〕

○国務大臣(太田誠一君) 再修正を検討すべき点について御質問がありましたので、順次お答えいたします。

第一に、知る権利についてのお尋ねがありました。

行政情報の開示請求権という意味での知る権利が憲法上保障されているか否か、権利の性格、内容等についてはなおさまざまな見解があるというのが現状であります。本法律案においては、国民主権の理念の通り、行政文書の開示を求めることができる権利といたしております、その内

容におきましては同様のことを明らかにしておるといふふうに考えております。このため、情報公開法案においては、知る権利という言葉は用いておりません。

なお、知る権利の問題につきましては、衆議院内閣委員会の附帯決議において、そのほかの論点とともに、施行に当たって引き続き検討を行うこととされているところであります。

第二に、特殊法人の情報公開についてのお尋ねがありました。

これにつきましては、行政機関の情報公開と並んで重要な課題であると認識いたしております。しかしながら、特殊法人は、国とは別の法人格を有し、公団、事業団、JR、N T Tなどの特殊会社、NHKなど、その法的性格、業務内容、国との関係がさまざまでございます。行政機関を対象とした情報公開法をそのまま適用することがよいのかどうか、特殊法人の実態を踏まえた制度化をなお考える必要があると考えております。

特殊法人の情報公開につきましては、衆議院において、情報公開法の公布後二年を目途として法制上の措置を講ずる旨の修正が全会一致でなされたところであります。政府といたしましては、国会での御議論を踏まえまして誠実に対処してまいりたいと思っております。

第三に、法人情報の非公開特例についてのお尋ねがありました。

法人等から非公開を前提として行政機関に提供される情報の流通の形態や、提供者の非公開扱いに対する期待と信頼は保護に値するものであります。このような規定は必要と考えます。なお、この非公開の約束は、一定の要件のもとで合理的で

ある場合に限るとし、乱用を招かないよう配慮しております。

第四に、手数料についてのお尋ねであります。手数料は、特定の者に対して役務を提供する場合に、その費用を回収するために徴収するものであります。このような経費をすべて租税等の一般財源によって賄うことについて、国民の合意が得られるとは考えられません。

手数料の具体的な額などについては政令で定めることとなっておりますが、衆議院において、できる限り利用しやすい額とするように配慮しなければならぬ旨の修正が行われ、附帯決議も付されております。これらを踏まえ、国民の皆様が利用しやすい額となるようにいたしたいと考えております。

第五に、裁判管轄につきましてお尋ねがございました。

情報公開訴訟は行政事件訴訟法上の抗告訴訟であり、同法では被告行政庁所在地の地方裁判所が管轄権を有するのが原則とされております。他の行政事件訴訟とは別に、情報公開訴訟についてこの原則に対する例外を認め、管轄裁判所を広げることにさまざまな議論がございましたが、衆議院では、与野党間での協議の結果、訴訟の当事者間の公平、証人等の便宜を考慮し、ぎりぎりの線までとまり、与野党共同で修正されたのがこの修正案と承知いたしております。

したがって、政府としては、国会での御議論はこれから参議院の御議論が行われるところでございますけれども、これ以上管轄裁判所を拡大するのは適当ではないと考えております。

第六に、行政文書の管理方法についてお尋ねがありました。

情報公開法を適正に運用していくためには、適正文書管理が前提であります。両者は車の両輪であります。本法案においては、第三十七条において文書管理に関する基本的な資格を明記してあります。すなわち、行政機関の長の行政文書の適正管理の責務を規定するとともに、各行政機関の長に行政文書の管理に関する定め、策定及び公開の義務を課しています。また、そのために盛り込むべき基本的な事項を政令で定めることといたしております。

このように、文書管理のルールを整備することにも、これを国民にも明らかにすることにより、行政文書の適正な管理が確保されることから、別途に文書管理に関する法律を制定する必要はないと考えております。

また、各行政機関において、情報公開法施行前であっても、業務上必要な文書を恣意的に廃棄できるものではありません。なお、行政文書を不適正に廃棄した行為については、国家公務員法の懲戒処分の対象となるものであります。

第七に、施行期日についてお尋ねがありました。

情報公開法が施行されるまでの間に、政府及び各行政機関においては施行準備に係る大量の事務作業が見込まれております。政府としては、施行のための政令、施行通達等の策定・施行、制度の周知・広報、全国に置く総合案内所の整備等を行う必要があります。

また、各行政機関においては、行政文書の管理に関する定めを制定し、開示請求に適正かつ円滑

に対応するため、この定めに従って保有する大量の行政文書目録の整備などを行うことが必要となるほか、審査基準の策定、窓口の整備等を行う必要があります。

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に関する法律案の臨時特例に関する法律案の一部を改正する法律案(参議院第一〇号)及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(参議院第一号)(趣旨説明)

五案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。宮澤大蔵大臣。
○宮澤大蔵大臣(宮澤善一君登壇、拍手)
たいだいま議題となりました平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に関する法律案の臨時特例に関する法律案の一部を改正する法律案の趣旨を御説明

申し上げます。
まず、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十一年度予算につきましては、平成十年度第三次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度初めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる十五カ月予算の考え方のもと、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点から編成したところであります。

この結果、歳出面につきましては、一般歳出の規模を前年度当初予算に対して五・三%増の四十六兆八千八百七十八億円としているほか、歳入面につきましても、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点から適切な措置を講ずることとしております。

その中で、公債につきましては、財政法の規定により発行する公債のほか、二十一兆七千七百億円にも上る多額の特別公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。
第一に、平成十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四十一条ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとしてあります。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特別公債の発行額をできる限り縮減するため、平成十二年六月三十日まで特別公債の発行を行うことができるとし、あわせて、同年四月一日以後発行される特別公債に係る収入は、平成十一年度所属の歳入とすること等としてあります。

次に、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに、現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人及び法人の所得課税のあり方について、今後の我が国経済の状況等を見きわめつつ将来抜本的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるものであり、いわゆる恒久的な減税の具体的な内容を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。
まず、所得税について、最高税率を五〇%から三七%に引き下げるとともに、平成十一年以後の各年分の所得税額から、二十五万円を限度として、その二〇%相当額を税額控除する定率減税を実施することとしてあります。また、十六歳未満の扶養親族及び特定扶養親族に係る扶養控除額の加算を行うこととしてあります。

次に、法人税について、その基本税率を三四・五%から三〇%に引き下げるとともに、中小法人の軽減税率等についても所要の引き下げを行うこととしてあります。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に関する法律案の臨時特例に関する法律案の一部を改正する法律案(参議院第一〇号)及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(参議院第一号)の趣旨を御説明申し上げます。

法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、現下の厳しい経済情勢等を踏まえつつ、経済・金融情勢の変化等に対応するため、住宅・土地税制、投資促進税制、金融関係税制等について適切な措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。
第一に、住宅・土地税制について、控除期間及び控除限度額の拡充等による住宅ローン減税の実施、長期所有土地等の譲渡所得課税の軽減等の措置を講ずることとしてあります。

第二に、投資促進税制について、情報通信機器の即時償却制度の創設等の措置を講ずることとしてあります。
第三に、金融関係税制について、非居住者等の受け取る一括控除国債の利子の源泉徴収の免除等の措置を講ずるほか、有価証券取引税等の廃止にあわせ株式等譲渡益課税の適正化措置を講ずることとしてあります。

その他、小規模宅地等に係る相続税の特例の拡充、特別法人税の課税の停止、たばこ税の税率の引き下げ、利子税等の軽減等の措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化等を図り、あわせて適用期限の到来する特別措置の延長等の措置を講ずるとともに、居住用財産の譲渡所得課税の特例に係る阪神・淡路大震災による被災家屋の敷地の譲渡期間要件の特例の創設等の措置を講ずることとしてあります。

以上、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に関する法律案の臨時特例に関する法律案の一部を改正する法律案(参議院第一〇号)及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(参議院第一号)の趣旨を御説明申し上げます。

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 峰崎直樹君。

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案について趣旨を御説明申し上げます。

まず、二法案の提案理由を御説明申し上げます。私たちは、今日我が国が直面しているかつてない長期不況からの脱出のためには、とりわけ低迷している個人消費を思い切つて刺激することが必要であり、昨年橋本内閣が行つたような場当たり的な定額減税や、小淵内閣が現在提案しているような最高税率のみの引き下げと定率減税を組み合わせた続きはぎの減税ではなく、将来の税制改革の方向をしつかりと見据えた制度減税を前倒しで実現するという観点が必要であると考へております。

昨年十一月に民主党が策定した構造改革につながる景気・雇用対策の中では、その基本的な考え方を次のように整理しております。

すなわち、第一に、経済活力と国民の安心をもたらし抜本的税制改革の方向に沿つた減税を行うこと。第二に、総合課税化、課税ベース拡大による不公平是正が不可欠であること。第三に、すべての所得階層を対象とした税率引き下げの制度減

税を行うこと。第四に、所得税の五段階の累進税率構造は維持すること。第五に、人的控除は可能な限り社会保障制度上の歳出措置に移し、税制を簡素化すること。そして第六に、所得減税は所得税のみで行い、地方財政破綻を招く地方税減税は行わないということであります。

このような考え方に沿つて、今般、民主党・新緑風会は、二つの法案を政府案への対案として提出いたしました。

一つは、所得税法の一部を改正する法律案であります。

この法案は、今後の我が国の経済の活力を高める等のための抜本的な税制改革を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、個人所得課税について、納税者番号制度の導入による総合課税の推進、各種人的控除等の見直しによる課税ベースの拡大を図りつつ税率の引き下げを行うこととして、抜本的な税制改革の方向に沿つて、その一環として、所得税の負担の軽減を図るため、税率の一律二割引き下げを行うものとしてあります。

他の一つは、児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案であります。

この法案は、現在の所得税における扶養控除等の人的控除が税制を極めて複雑にし、課税最低限を諸外国に比べて著しく引き上げているだけでなく、これが所得控除であるために、高い限界税率が適用される者ほど大きな恩恵を受けるといふ逆進的性格を有していること、子供などの家族の扶養に要する経済的負担は、本来社会保障制度によつて考慮されるべきものであることなどにかんがみ、これらの抜本的な見直しに着手しようとして提案したものであります。

すなわち、本法案は、児童手当制度を拡充し、子育てに係る経済的負担を軽減するために児童を養育している父母等に対し子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等のいる家庭における生活の安定に寄与することを目的とする子育て支援手当制度を創設するとともに、個人所得課税における各種的控除制度の見直しの一環として、扶養児童等に係る扶養控除の制度を改めようとするものであります。

次に、二法案の内容の概要を御説明申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案では、第一に、税率を現行の一〇％ないし五〇％から一律二割引き下げて八％ないし四〇％とするのと同時に、最低税率区分の適用される所得金額の上限を現行の三百三十万円から四百万円に引き上げることとしてあります。

第二に、利子、配当、株式譲渡益等の分離課税を廃止するとともに、納税者番号制度を導入するための法制の整備を平成十四年三月三十一日までに行うものとする規定を附則の中に設けてあります。

第三に、この法律の施行期日を本年四月一日とし、平成十一年分以後の所得税について適用することとしてあります。その他、経過措置等の所要の規定の整備を行うこととしてあります。

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案では、第一に、児童手当法の題名を子育て支援手当法に改めるとともに、目的規定を制度拡充の趣旨に沿つて、子育て家庭における生活の安定に寄与することを目的とすることに改めてあります。

第二に、児童手当については、従前の児童手当法における児童福祉の理念を継承しつつ、児童手当の支給対象を、現行の三歳未満の児童を監護する父母等から、十八歳未満の児童を監護する父母等に大幅に拡大しております。また、支給額を現行の倍額の第一子・第二子一人月額二万円、第三子以降一人月額一万円に引き上げるとともに、父母等の所得制限を子二人のサラリーマン世帯の場合で給与年収千二百万円程度に引き上げることとしてあります。

第三に、所得が一定額以下の十八歳から二十三歳未満の子の生計を維持する父母等に対して、児童手当に準じた支給額、所得制限による子育て継続手当を支給することとしてあります。

第四に、右の児童手当及び子育て継続手当の支給に要する費用の九九％を国が負担することとし、都道府県及び市町村の負担額を従前の負担額の範囲内にとどめることとしてあります。また、サラリーマン等についての手当支給に要する費用の一般事業主負担を廃止することとしてあります。

第五に、所得税法の扶養控除の対象を障害者及び年齢七十歳以上の扶養親族に限定することとしてあります。ただし、二十三歳以上七十歳未満の扶養親族については、当分の間、扶養控除の対象に含めることとしてあります。

第六に、この法律の児童手当法改正に係る部分についての施行期日を本年十月一日とし、所得税法改正に係る部分についての施行期日を平成十二年一月一日としてあります。その他、経過措置等の所要の規定の整備を行うこととしてあります。以上が民主党・新緑風会の提出した所得税法改

正等二法案の提案理由及び概要であります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私、御旨説明いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの御旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。浅尾慶一郎君。

(浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○浅尾慶一郎君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいまの政府提出に係る平成十一年度特例公債法案、同税二法案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

まず初めに、平成十一年度予算案では過去最高の二十一兆七千七百億円の特別公債発行を見込んでおります。建設公債と合わせた公債発行額は総額三十一兆五百億円で、三度の補正予算を組んだ今年度予算に匹敵するものです。この予算で景気が自律的な回復軌道に乗っていきば成功と言えるでしょう。しかしながら、私はそのような楽観的な見通しは到底持つことができません。なぜなら、政府が幾ら構造改革という言葉を使っても、平成十一年度予算案は公共工事中心のばらまきという従来の構造を何ら変えるものではなく、一時的には需給ギャップを埋めて景気が向上することがあっても、自律的な回復をもたらすものではないからであります。

小淵総理にお尋ねいたしますが、途中でスタミナ切れをした場合、リリーフが登板する、つまり補正予算が組まれるのですか。また、その場合、特別公債発行額はさらに上積みされるのでしょうか。

万が一、特別公債発行額がさらに上積みされた場合、国債の格付はもう一段引き下げられ、長期金利は上昇すると予想されます。したがって、私は特別公債発行額の上積み余地は断ち切るべきだと考えます。もちろん真に景気が回復する予算に組み替えた上でのお話でありますけれども、そのように考えております。

ここで一つ例え話をいたしますと、特別公債の発行額が二十一兆七千七百億円であり、国債費の中の利子及び割引料が十一兆三千六百八十二億円となっております。これは借金の利息を払うために借金を重ねる、すなわち利息の追い貸しを受けていることを意味いたします。一般的に、銀行から追い貸しを受ければ、その貸し出しは少なくとも不良債権の一つと言われる第二分類に分類されます。つまり、平成十一年度予算案は第二分類予算というわけでありまして、健全な予算にするためには、少なくとも特別公債はなくすことが必要であり、そのためには行政のむだや非効率な部分をなくし、歳出を切り詰めることが必要です。財政構造改革法の凍結により、財政規律は忘れ去られたようでありましてけれども、不況の原因の一つが将来に対する不安であることははっきりいたしております。政府は、今こそ財政再建の長期的ビジョンを示すべきであり、公債の発行残高を減少させるための具体的な行政改革等の方策を検討して、必要な措置を講ずるべきであります。小淵総理の御見解をお聞かせ願います。

平成十一年度予算案では、金融機能早期健全化勘定の借入金について、二十五兆円の政府保証限度が定められており、近く七兆四千五百億円の資

本注人が実施されるとの報道がなされているところでありまして。しかし、金融不安が解消できるかどうかは全く疑問です。

ところで、九七年春、大蔵省は、経営破綻寸前にあった日債銀を救済するため、日銀及び民間金融機関に奉加権を回しました。その際、大蔵省幹部は、一部の金融機関に対し、日債銀の再建を保証するかのとき確認書なるものを差し入れましたが、思い起こすと、かつて住専に対する融資に際して大蔵省と農水省との間で似たような覚書が交わされ、世間から批判されました。なぜ同じようなことが繰り返されるのか、大蔵大臣の反省の弁を求めます。

私は、昨年三月に行われたいわゆる佐々波委員会の優先株取得の反省に立ち、再三、今後行われる優先株式の取得については、減資が行われる際には経営に責任のある普通株式から減資をすることをあらかじめ優先株引き受けの条件にすべきと指摘をいたしました。

これは、議決権のない優先株主は今までの経営に対して責任がないし、また、経営にチェックをかけようがないことにもかんがみ、万一不良債権を債却する際に資本の減資が必要となる場合には、当然普通株式から資本の毀損をすべきであり、また、このことは国民の財産たる公的資金投入の当然の条件であると主張させていただいております。

商法二百二十二条並びに三百四十五条、三百四十六条の規定に従い、事前に定款にてその旨定めればよいわけでありまして、その旨も指摘させていただいております。

しかるに、金融再生委員会からは、学説上そのことが許されないとの返答が来ております。商法上明確に可能であると記述されており、専門家並びに解説書においても可能と記載されていることを、学説上不可能と政府が口頭で返答することは不適切と考えますので、この際、かかる行為が不可能と金融再生委員会において解釈した根拠となる説を唱える学者がいるならば、その名前を挙げていただき、その論拠を示していただくことを金融再生委員長に求めます。

さらに、その人の署名入りの答弁書を提出していただきますように、金融再生委員長に重ねて求めます。法律上可能と明確に記載されておること不可可能と主張されるのですから、その論拠を明らかにしていただきたいと思っております。

さて、現在、我が国の地方自治体は軒並み財政状況が厳しくなっておりますが、特に東京、大阪、神奈川、愛知等の都市部の自治体が財政上危機的な状況に陥っております。

先般、私は四十七都道府県について住民一人当たりの地方交付税と国庫支出金の額を調査させていただきましたところ、四十七都道府県で交付金額が最も少なかったのは神奈川県の一入当たり四万円、次いで東京都の四万三千元でした。逆に最も多かったのは鳥根県の四十三万円でございます。四万円対四十三万円、この格差について小淵総理の御所見並びに地方交付税等の交付金額の少ない自治体が財政危機に陥っていることについて小淵総理の御所見を伺います。

私どもは、現下の地方自治体の財政危機をならみ、また、自治体ごとの財政上の自主性豊かな運営を考慮し、所得税のうち納税者全員にかかって

平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の变化等に対応して早急に課すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び振替、送付、納付、徴収等の事務に係る関係法律の特例に関する法律案（第一号）及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（第二号）（後略）

いる最低税率の一〇％分を地方に移譲することを提案させていただいております。そして将来的には、自治体ごとに自由に税率を変更できるようにすることが、豊かで効率的な自治体運営にもつながると考えております。

このように、国から地方への税源の移転は、財政危機から地方自治体を救うのみならず、さまざまな効能があると考えますが、小淵総理並びに自治大臣の御所見を求めます。

かかる所得税の地方自治体への移転を議論するに当たり、当然居住地ごとに一人当たりで幾ら所得税を納めているかのデータが必要となります。税率を移譲した場合にどうなるかのシミュレーションを行うために必須のデータであり、宮澤大蔵大臣もそのようなものが必要であると決算委員会でも答弁をされております。

しかるに、現行の源泉徴収制度のもとでは、年収が五百万円以下の方については、源泉徴収義務者から税務署へその名前の報告義務がないため、このデータがいただけないようであります。大変重要なデータであり、かつ年収が五百万円以上と以下とで差別的な対応をするのは私はいかにも問題であると考えますので、ぜひこの際、源泉徴収義務者にすべての納税者の名前及び住所を税務署に提出させて、かかるデータが算出可能とすべきと考えます。小淵総理の御所見を伺います。

次に、政府提出の所得税、法人税負担軽減法案について、総理にお尋ねいたします。

まず、法人税関係ですが、昨年税率を三・五％に引き下げた時点で、政府・大蔵省は、法人税率は米国以下の水準となるため、これ以下に引き下げる考えはなく、あとは地方法人課税の見直

し、特に法人事業税の外形標準化を図ることにより、税率を引き下げ、国、地方合わせた実効税率を四〇％程度にすると表明してきたと承知しております。

これに対し民主党は、昨年一月来、法人課税の実効税率を四〇％程度に引き下げるためには、国の法人税率をもう一段下げて三〇％とすべきであると提案してまいりました。今回の法人税率の引き下げは昨年来の我が党の主張が採用されたものと理解しておりますが、政府は一年前に素直に民主主義提案を受け入れて、今回の改正内容を提案すべきであったのではありませんか。このように短期間の間に政府の方針がころころと変わり、結果的に場当たり的な政策の小出しになってきたことが景気浮揚をおくらせてきたと考えますが、いかがでしょうか。小淵総理の御所見を求めます。

次に、所得税関係についてお尋ねいたします。総理は、これまで本会議等で、定率減税は納税者ごとの税負担のバランスをゆがめないで減税を行うことができるという長所があり、今回のように、景気の現状に配慮して、課税ベースや課税方式を抜本的に見直す、恒久的な減税を行う方式としては定率減税が適当と考えられると答弁しておられます。この考え方はそのとおりであると私も考えます。

しかし、そうであるならば、まさに政府が定率減税とあわせて提案している課税ベース等の抜本的な改革を伴わない最高税率のみの引き下げは、納税者ごとの税負担のバランスをゆがめるものにはかならず、不適当だと言ふべきではありませんか。総理は御自身の説明の矛盾について気づいておられるのですか。

また、総理は、自民党総裁就任後の昨年七月二十五日の新聞のインタビューに答えて、特別減税の恒久化も含めて実質的に増税にならない形での恒久減税の数字をぜひはじき出したいと表明されたそうですが、間違いありませんか。そうであるとする、今回提案されている内容は、総理の当初の公約に反するものとなってしまったのではありませんか。

さらに、総理は、今回の所得税減税法案について、将来の抜本的な見直しを展望しつつと繰り返して表明し、また、個人所得課税の税率構造、課税ベースや課税方式のあり方については、今後の抜本的な改革の中で腰を据えて検討するとしておりますが、将来のどのような抜本的な見直しを展望してこのようにおっしゃっているのでしょうか。与党と公明党との政策合意の中で、総合課税化や納税者番号制度について導入の方向で検討することを盛り込まれたようですが、総理、これは当然やるという意味と理解してよろしいのですか。よもや、検討はするがやるかどうかかわらないという趣旨であるというような無責任な態度ではないのでしょうか。ここで小淵総理御自身の税制についての将来ビジョンをはっきりと表明していただきたいと思ひます。

次に、民主党が提案している所得税の扶養控除の見直しと児童手当の拡充に関連して、小淵総理及び大蔵大臣にお尋ねいたします。

所得控除は、適用される限界税率が高いほど有利になる不公平な仕組みです。所得税法上の所得概念は、一般的に収入金額から必要経費を差し引いた額として把握されておりますが、納税者本人の給与所得控除や基礎控除はともかく、本人以外

の扶養親族の生活経費は収入を得るための必要経費とは言えません。子供などの扶養親族の最低生活経費を賄うための経済的基盤の維持は、社会保障制度の対象としてこそふさわしいではありませんか。

欧州諸国では、児童手当と所得税の扶養親族控除の両者を調整し、児童手当に一本化しているという考え方で整理されてきております。米国では、児童手当はありませんが、クリントン政権下の税制改革で児童や学生についての税額控除制度が導入されました。これは日本のような不公平な所得控除ではなく、一律上限額の税額控除です。我が国でも児童手当制度創設当時以来、両者を調整して児童手当を拡充すべきだという考え方が社会保障制度審議会の答申等でも提言されてきたと承知しておりますが、小淵総理はこれらのことをどう認識しているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、大蔵大臣は、これら両者の調整について前向きのお考えをお持ちとお聞きしておりますが、この際、民主党案をもとに検討されてはいかがでしょうか。大蔵大臣の御所見をお聞きいたします。

次に、租税特別措置法等の改正案、とりわけ住宅税制のあり方について大蔵大臣にお尋ねいたします。

住宅減税や投資促進税制、環境税制などはいずれも民主党が提案してきたものであり、当然のことと考えます。このうち、かつてなく大幅に拡充された住宅減税は、足元の景気対策としては一定の効果が期待されるものでありますが、その検討過程では、現行のローン残高に応じた一定期間の

税額控除ではなく、米国のようなローン全期間を通じての利子控除を導入すべきとの議論も各界から出されており、私もこの方が税制上ニユートラルであると考えます。

また、住宅税制については、今回のような景気対策の観点のみならず、そもそもの政策目的としての持ち家促進なのか、一般的な家計の負担軽減策なのかという議論が横たわっていると思えます。今後の我が国の住宅政策とその実施手段としての住宅税制のあり方についてどのようにお考えなのでしょうか、大蔵大臣の御所見をお聞きいたします。

最後に一言、現下の経済状況にかんがみ、今次提出の二法案について所見を申し上げさせていただきます。

我が国は、バブル崩壊後、国家としての指針を見失つておるように思います。今回の税制改正並びに特例公債の増発からは、景気回復を第一との考えはうかがえますが、将来に対しての私の同世代の者が希望を帯てるような方向性が見えてまいりません。

今次の法案審議を通じて、少しでも将来への夢や希望が見えるようになること、社会全般に活力があふれてくること、そして敗者復活戦のないトーナメント型社会から、私が理想といたします、だれにでも何度でもチャンスが与えられるリーグ戦型の社会へ移行することを切に希望して、質問を終了させていただきます。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○國務大臣小淵恵三君 浅尾廉一郎議員にお答え申し上げます。

まず、景気が上向かなかつた場合、特例公債を

上積みして補正予算を編成するのとお尋ねでありました。

十一年度予算は、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、科学技術の振興など将来の発展基盤を確立する施策も十分取り入れておられます。また、税制面でも、恒久的減税を初め、国、地方合わせ平年度で九兆円を超える減税を実施することといたしております。

以上、私としてはいわば背水の陣をしいての思い切った決断を行つておるところでございます。以上、このような諸施策と民間の真剣な取り組みと相まちまして、十一年度には我が国経済の実質的成長率は〇・五％程度まで回復するものと確信いたしております。これらの施策が一日も早く執行できますよう、十一年度予算及び関連法案の速やかな成立に御協力をお願いいたします。

財政再建の長期的ビジョンを示し、公債残高を減少させるための具体的方策を検討して、必要な措置をとるべきではないかとお尋ねでありました。

私は、将来世代のことを考えますと、財政構造改革という大変重い課題を背負っていると感じております。この観点から、平成十一年度予算におきましても、財政構造改革の基本的考え方は維持し、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化を図つております。

しかしながら、現在のようにマイナスの成長が続く、税収が減少している状態では、これをどうにかしないことには財政再建はなかなか簡単なことではないと考えます。したがって、プラスの成

長を実現し、税収の回復を図るべく、まずは景気回復に全力で取り組みたいと考えております。

その上で、財政構造改革につきましては、経済が回復軌道に乗った段階におきまして、財政、税制上の諸課題につき、中長期的視点から幅広くしっかりとした検討を行わなければならないと考えております。

地方交付税及び国庫支出金について御指摘がありますが、地方交付税は地方団体間の財源の均衡を図るとともに各地方団体の計画的な行政運営を保障するために交付されるものであり、一人当たりの交付額について、あくまでもそれぞれの制度の趣旨に沿って交付された結果であると認識いたしております。

また、現在の我が国経済の厳しい状況によりまして、地方財政は税収の伸び悩み、低迷が続いており、特に大都市地域の地方団体の財政が悪化しておりますが、これは景気の変動等を敏感に受ける法人関係税、すなわち法人税制及び法人事業税のウエートが高いことが大きな理由であると考えられます。

いずれにいたしましても、地方財政は極めて厳しい状況にあることから、地方交付税の増額措置、地方特例交付金の創設など、地方財政の運営に支障が生じないよう十分配慮しつつ、緊急経済対策を初めとする諸施策を実施することにより、まずは景気を回復軌道に乗せることが必要であると考えております。

所得税の一〇％部分を地方に移転してはどうかという御提案でありました。所得税は国税の中でも基幹税であること、諸外国に比べて負担が相対的に低いものとなっていること

等について留意しなければならず、現下の国と地方をめぐる諸状況のもとでは困難な問題ではないかと考えます。

いずれにしても、地方税財源の充実確保は、地方分権を推進する中で極めて重要な課題と考えております。今後、地方分権の進展に伴い、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図るべきものと考えております。

居住地ごとに一人当たりの所得税納税額を網羅的に把握するために、源泉徴収義務者にすべての納税者の名前及び住所を税務署に提出させるべきではないかとのお尋ねでありました。

市町村には、源泉徴収義務者から給与支払い報告書がすべて提出されているところであり、市町村においては、一人当たりの給与収入は把握されているところでありました。

所得税法では、適正公平な課税の確保に資するため、種々の支払い調書の提出を義務づけており、源泉徴収票もその一つであります。この源泉徴収票は、源泉徴収義務者の事務負担等を勘案いたしまして、支払い金額が一定金額以下である場合には、税務署長への提出を省略することができるとなされていることを御理解いただきたいと思ひます。

法人税率の引き下げについてのお尋ねでありました。平成十年度税制改正におきまして、経済構造改革の推進にも資するとの観点から、課税ベースを適正化しながら、法人税率を引き下げたところでありました。

平成十一年三月五日 参議院会議録第五号

平成十一年度における公債の発行の特別に関する法律、経済社会の活性化等に対応して早急に課税すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律、税制特別措置法及び地方自治法の一部を改正する法律、所得税法の一部を改正する法律案(第一号)及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(第一号)(審議中)

平成十一年三月五日 参議院会議録第五号
法及び所轄事務の権限を有する法律、経済社会の文化等に対応して早急に修正すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(第一〇〇号)及び児童手当法及び所得税の一部を改正する法律(第一〇〇号)及び児童手当

平成十一年度税制改正におきましては、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮しながら、我が国企業の国際競争力の発揮の観点から、法人課税につきましても、その実効税率を国際水準並みに引き下げるといふ、従来なし得なかつた思い切った措置を講ずることとしたしております。

これを実現するために、国税である法人税につきましては、地方財政の円滑な運営にも十分配慮しつつ、その税率を三〇%に引き下げることとしたものでございます。

次に、所得税制についての将来ビジョンについてのお尋ねでありました。
我が国の個人所得課税の最高税率は、国際的に見ましても高い水準となっております。税制調査会の答申におきましても指摘をされておりますように、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出す観点から、その引き下げが必要と考えられます。したがって、最高税率の引き下げはいわば積み残された課題として、ぜひとも早期に実施することが必要であり、今回の見直しにおいて実現することとしたものでございます。

個人所得課税のあり方につきましては、今後の経済状況等を見きわめつつ、経済社会の構造的な変化等に対応した抜本的改革へ向けて、幅広い観点から十分検討を行っていく必要があると考えております。

課税のあり方として、所得税、個人住民税の税の性格の違いも踏まえつつ、どういふ姿が望ましいかとの見地から、聖域なく幅広い検討を行っていく必要があると考えています。

また、納税者番号制度につきましては、国民の受けとめ方や考え方を十分取りながら、同制度の目的を初め、プライバシーの問題、経済取引への影響、コストと効果等の諸課題について議論を深めていく必要があると考えております。

次に、児童手当と扶養控除の調整についてのお尋ねがありました。我が国の扶養控除につきましては、個人所得課税におきましては、基礎的人的控除を差し引くことによりまして拒税力の調整を行いつつ、課税所得を確定するというのが基本的な考え方であり、子供のいる納税者については子供の数に応じた扶養控除を設けているところであります。

いづれにいたしましても、広く社会の構成員でそれぞれの経済力に応じて公平に負担し合う基幹税たる個人所得課税の課税ベースのあり方については、抜本的改革へ向けて腰を据えて検討を行っていく必要があると考えています。

と、十分な検討が必要なものであると認識しております。

以上、お答え申し上げましたが、残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 日債銀の問題についてお尋ねがございました。
確認書の件でございましたが、平成九年四月の経営再建策を実施いたしましたときに大蔵大臣が談話を発表されました。これに最大限の支援を行っていくということを言われました。確認書もこうした方針のもとでの対応の一環であったと承知しております。

○国務大臣(柳沢伯夫君) 優先株に係る格別の定めのある方、特に普通株との関係におけるそのあり方について御指摘がございました。
議員の御指摘のとおり、商法上は優先株につきまして特別の定めをすること自体は許容されております。しかし、どのような定めであっても許さ

ますけれども、おっしゃいましたように、諸外国で、例えばアメリカでは児童手当というものはありませんが人的控除をやっておりますし、イギリスでは今度人的控除はなしに児童手当をやっております。ドイツでは児童手当との選択制になっておるといふふうに、まだまだございまして、したがって、今後この問題は、諸外国のやり方等も勘案しながら、将来に向かって抜本的改革をいたしますときに考えてまいらなければならぬ問題だといふふうに考えておりますが、控除そのものにつきましては、税の方からの考え方がそのように我が国ではございまして、両者が選択的になる、二者択一になるといふふうにも割り切れない部分がございます。

それから、住宅減税につきましても、御承知のように、今度非常に大きな住宅ローン税額控除制度をいたしました。この平年度の減税は一兆三千億でございますので、非常に大きな減税でございますが、これは持ち家を促進したいという国民の気持ちがございますし、我が国の経済には一番これが景気の足取りにプラスになるだろうという観点からいたしましたので、そういう意味では、一般的な家計負担の軽減を目指したというわけではございません。特定の政策目的を持っていたものではあります。(拍手)

○国務大臣(柳沢伯夫君) 優先株に係る格別の定めのある方、特に普通株との関係におけるそのあり方について御指摘がございました。
議員の御指摘のとおり、商法上は優先株につきまして特別の定めをすること自体は許容されております。しかし、どのような定めであっても許さ

ますけれども、おっしゃいましたように、諸外国で、例えばアメリカでは児童手当というものはありませんが人的控除をやっておりますし、イギリスでは今度人的控除はなしに児童手当をやっております。ドイツでは児童手当との選択制になっておるといふふうに、まだまだございまして、したがって、今後この問題は、諸外国のやり方等も勘案しながら、将来に向かって抜本的改革をいたしますときに考えてまいらなければならぬ問題だといふふうに考えておりますが、控除そのものにつきましては、税の方からの考え方がそのように我が国ではございまして、両者が選択的になる、二者択一になるといふふうにも割り切れない部分がございます。

景気回復に有効な働きをするというのでしようか。

この法案は、巨大企業の国際競争力をつけるという名目のもとで、巨大企業の内部留保を膨らませるだけで、圧倒的多数の中小企業活動の活性化など望むべくもなく、まして景気の回復になど役立つたないではありませんか。総理の答弁を求めます。

次に、特例公債の発行についてであります。

来年度予算は、国債発行額が赤字国債の二十一兆七千億円を含む三十一兆五百億円で、史上最悪の借金財政となっております。国と地方を合わせた累積債務は、九九年末には六百兆円、対GDPの比率は二二〇％に達するという先進国では飛び抜けて高い状況となっております。

この財政危機の最大の元凶が、むだと浪費のゼネコン向けの公共事業の拡大であることはもう言うまでもありません。この浪費的支出を削減しない限り、かつて財政審議会答申が、いつ破裂するかもしれない時限爆弾を抱えているようなものだと書かれたとおり、我が国財政を破綻に追いやるのは時間の問題であります。

ところが、総理、今あなたはその逆の形で、すなわち財政再建の課題は景気回復の後だとして、過去最悪の借金財政を組んで公共事業をふやし、ますます破綻への道を歩んでおります。

不況と財政危機が同時進行する危険な事態を迎えているからこそ、今こそ政治が行うべきは、むだ遣いを徹底的に改め、公共事業を国民生活密着型に切りかえるとともに、教育、社会保障の充実など、本当に景気打開のために必要なくところに大胆に投入する方向に転換すべきであります。

さらに、阪神・淡路大震災で今も苦しんでいる多数の被災者の生活と営業、住宅の保障、被災者本位の復興づくりのために思い切った国の支援をすべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

最後に、財政危機打開に関して出てきています消費税増税の動きについて質問をいたします。

今回の所得税、法人税の恒久的減税によって、九九年の国の税収は四十七兆一千億円しか見込めず、十二年ぶりに五十兆円を割り込みました。まさに金持ち、大企業減税が税収の空洞化を進め、財政の基盤を弱体化させ、財政危機を一層深刻な状況に落とし込もうとしています。

このような税収の落ち込みと財政危機のもとで、総理の諮問機関である経済戦略会議が二月二十六日に行った答申は、消費税増税の意図をあらわにし、「中期的な観点から、中間比率の見直しや高齢化社会の到来を踏まえて消費税の引き上げも視野に入らざるを得ない。」と述べております。報道によりますと、戦略会議の中心メンバーの一人は、消費税率一〇％は委員の共通認識だとまで発言しております。

答申を受けた総理は、提言をしっかりと受けとめると言明されていますが、そうであるなら、将来、消費税の増税で国民にさらなる負担を押しつけるつもりですか。こんなことをやれば国民の生活は一層苦しくなり、さらに不安は一層強まり、不況の泥沼はますます深まることは目に見えているではありませんか。戦略会議は経済再生に向けた三段階の戦略ステップを示していますが、一体そのどの段階で消費税を増税するつもりなのか、この際、総理の明確な答弁を求めます。

我が党は、いかなる消費税増税計画も許さず、消費税引き下げのために引き続き奮闘することを表明して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣(小淵恵三)君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三) 大次長議員にお答え申し上げます。

まず、減税の効果についてのお尋ねでありました。

今回の減税は、四兆円超という大規模な減税を継続して実施するものでございまして、他の施策と相まって可処分所得を支え、個人消費の回復に必ず資するものと考えます。

なお、昨年の減税は一年限りで打ち切られる文字どおり特別な減税でありまして、恒久的な効果が継続する減税と単純に比較することは適当でないと考えます。

今回の減税案は高額所得者優遇ではないかとお尋ねでありましたが、今回の税制改正における最高税率の引き下げは、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出し、経済社会の活力を高める観点から必要なものと考えます。

また、定率減税には頭打ちを設け控除率をある程度大きくするとともに、扶養控除額の加算等を行うことによりまして、中堅所得層や、子育て、教育等の負担のかさむ世帯に配慮することとしたしております。

消費増税についてお尋ねでありました。

消費税率の引き上げを含む税制改正は、少子高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものでありまして、我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えます。消費税に限らず、税は低い方がいいという面はあります

が、税財政のあり方を考えましたとき、消費税率の引き下げは困難であり、この点は国民の皆さんにぜひ御理解をいただきたい点でございます。

法人課税につきましてのお尋ねでありました。今回の法人課税の見直しは、我が国企業の国際競争力の発揮、企業活動の活性化の観点から、その実効税率を国際水準並みに引き下げるとの趣旨で行うものであります。

法人税及び法人事業税の基本税率の引き下げは、大企業、中小企業といった法人の区分にかかわらず実施するものであり、また、中小軽減税率等も引き下げることから、今回の法人課税の見直しは大企業に偏ったものではなく、中小企業にもその効果が及ぶものであります。

いずれにせよ、今回の二兆円超の法人課税の恒久的減税によりまして、企業の体質が改善強化され、我が国経済の活性化に資する等、中長期的に望ましい効果が期待されるものと考えております。

公共事業について御質問がありました。

公共事業につきましては、情報通信、都市・住宅、環境・教育・福祉など我が国経済の活性化に不可欠な分野、安全な国土の整備といった分野に重点的に投資を行うこととしたしております。

また、公共事業の効率化を図る観点から、再評価システムの導入等の徹底的な見直しにも取り組んでおるところでございます。

阪神・淡路大震災についてお尋ねがありました。政府といたしましては、これまで地元地方公共団体の復興に向けた取り組みを最大限に支援してまいりました。また、被災者の生活再建のための

被災者自立支援金に対し、地方財政措置による支援を行っております。今後とも、生活再建の支援や産業の復興支援、安全な町づくりなど、阪神・淡路地域の復興対策に全力で努めてまいりたいと考えております。

最後に、先日の経済戦略会議の答申についてのお尋ねがございました。

経済戦略会議が先日発表した答申におきましては、税制に関しましても種々の御提言が示されておりますが、今後、税制上、実務上の問題も含めまして、政府及び与党の税制調査会等におきまして、専門的かつ幅広い見地から検討が加えられるものと考えております。

いずれにせよ、消費税率の問題を含む将来の税制のあり方につきましては、社会経済構造の変化あるいは財政状況などを踏まえまして、国民的議論によって検討されるべき課題であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

出席者は左の通り。

- | | |
|------------|-----------|
| 議長 斎藤 十朗君 | 議員 弘友 和夫君 |
| 副議長 菅野 久光君 | 議員 鶴保 廣介君 |
| | 議員 岩本 莊太君 |
| | 議員 魚住裕一郎君 |
| | 議員 世耕 弘成君 |
| | 議員 渡辺 孝男君 |

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福本 潤一君 | 入澤 肇君 | 末広まきこ君 | 釜本 邦茂君 | 井上 裕君 | 岩崎 純三君 |
| 木村 仁君 | 山崎 力君 | 景山俊太郎君 | 海老原義彦君 | 村上 正邦君 | 倉田 寛之君 |
| 山本 保君 | 沢 たまき君 | 依田 智治君 | 溝手 顕正君 | 石井 道子君 | 陣内 孝雄君 |
| 大森 礼子君 | 阿曾田 清君 | 佐藤 泰三君 | 西田 吉宏君 | 野沢 太三君 | 久世 公麿君 |
| 亀井 郁夫君 | 水野 誠一君 | 鎌田 要人君 | 須藤良太郎君 | 鹿熊 安正君 | 中村 敦夫君 |
| 加藤 修一君 | 高野 博師君 | 田中 直紀君 | 若林 正俊君 | 木俣 佳丈君 | 浅尾慶一郎君 |
| 松 あきら君 | 益田 洋介君 | 成瀬 守重君 | 石波 清元君 | 内藤 正光君 | 福山 哲郎君 |
| 月原 茂隆君 | 奥村 屋三君 | 岡野 裕君 | 上杉 光弘君 | 岩瀬 良三君 | 櫻井 充君 |
| 菅川 健二君 | 海野 義孝君 | 有馬 朗人君 | 真鍋 賢二君 | 郡司 彰君 | 佐藤 雄平君 |
| 但馬 久美君 | 山下 栄一君 | 竹山 裕君 | 井上 吉夫君 | 小宮山洋子君 | 谷林 正昭君 |
| 荒木 清寛君 | 平野 貞夫君 | 尾辻 秀久君 | 吉川 芳男君 | 小川 敏夫君 | 藤井 俊男君 |
| 戸田 邦司君 | 松岡満壽男君 | 坂野 重信君 | 青木 幹雄君 | 高嶋 良充君 | 本田 良一君 |
| 堂本 睦子君 | 日笠 勝之君 | 龜谷 博昭君 | 保坂 三蔵君 | 松崎 俊久君 | 齋藤 勲君 |
| 風間 純君 | 木庭健太郎君 | 小山 孝雄君 | 阿部 正俊君 | 平田 健二君 | 朝日 俊弘君 |
| 森本 晃司君 | 泉 信也君 | 谷川 秀善君 | 日出 英輔君 | 和田 洋子君 | 前川 忠夫君 |
| 椎名 素夫君 | 田名部匡省君 | 日出 英輔君 | 森田 次夫君 | 伊藤 基隆君 | 小山 峰男君 |
| 浜田卓二郎君 | 統 訓弘君 | 森田 次夫君 | 山内 俊夫君 | 仲道 俊哉君 | 石田 美栄君 |
| 浜西津敏子君 | 白浜 一良君 | 水島 裕君 | 水島 裕君 | 森山 裕君 | 直嶋 正行君 |
| 鶴岡 洋君 | 渡辺 秀央君 | 中原 興君 | 林 芳正君 | 三浦 一水君 | 江本 孟紀君 |
| 星野 朋市君 | 扇 千景君 | 林 芳正君 | 松村 龍二君 | 大野つや子君 | 今井 澄君 |
| 脇 雅史君 | 山下 善彦君 | 松村 龍二君 | 塩崎 恭久君 | 大野つや子君 | 川橋 幸子君 |
| 北岡 秀二君 | 武見 敬三君 | 塩崎 恭久君 | 長谷川道郎君 | 長谷川 清君 | 興石 東君 |
| 中島 真人君 | 岸 宏一君 | 畑 恵君 | 畑 恵君 | 今泉 昭君 | 寺崎 昭久君 |
| 久野 恒一君 | 佐藤 昭郎君 | 岡 利定君 | 岡 利定君 | 岡崎トミ子君 | 佐藤 泰介君 |
| 斎藤 滋宣君 | 佐々木知子君 | 加藤 紀文君 | 加藤 紀文君 | 松田 岩夫君 | 佐藤 泰介君 |
| 加納 時男君 | 岩城 光英君 | 矢野 哲朗君 | 矢野 哲朗君 | 江田 五月君 | 千葉 景子君 |
| 阿南 一成君 | 市川 一朗君 | 片山虎之助君 | 片山虎之助君 | 北澤 俊美君 | 角田 義一君 |
| 岩永 浩美君 | 鈴木 政二君 | 松谷善一郎君 | 松谷善一郎君 | 足立 良平君 | 本岡 昭次君 |
| 園井 正幸君 | 田浦 直君 | 狩野 安君 | 狩野 安君 | 久保 巨君 | 吉田 久之君 |
| 田村 公平君 | 常田 享祥君 | 野間 勉君 | 野間 勉君 | 西川きよし君 | 小池 晃君 |
| 山本 一太君 | 長峯 基君 | 南野知恵子君 | 南野知恵子君 | 宮本 岳志君 | 福島 瑞穂君 |
| 岩井 國臣君 | 上野 公成君 | | | 海野 徹君 | 畑野 君枝君 |

小泉 親司君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	小川 勝也君
石井 一二君	八田ひろ子君
富樫 練三君	日下部博代子君
谷本 巖君	円 より子君
佐藤 道夫君	大沢 辰美君
井上 美代君	阿部 幸代君
須藤美也子君	清水 澄子君
三重野栄子君	柳田 稔君
篠瀬 進君	岩佐 恵美君
林 紀子君	西山登紀子君
精方 靖夫君	大淵 絹子君
竹村 泰子君	勝木 健司君
池田 幹幸君	笠井 亮君
吉川 春子君	山下 芳生君
湖上 貞雄君	広中和歌子君
吉岡 吉典君	市田 忠義君
橋本 敦君	立木 洋君
田 英夫君	梶原 敬義君
本院議員	峰崎 直樹君
内閣総理大臣	小淵 恵三君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
自治大臣	野田 毅君
国務大臣 (金融再生委員 会委員長)	柳沢 伯夫君
国務大臣 (総務庁長官)	太田 誠一君
政府委員 総務庁行政管理 局長	瀬上 信光君

大蔵省主計局次 長 藤井 秀人君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

議長の報告事項

去る二月十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 篠瀬 進君 補欠 柳田 稔君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会 理事 松岡満壽男君 (松岡満壽男君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
森林開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第三十七号)
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(閣法第三十八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出)(衆第二号)
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案(中野寛成君外三名提出)(衆第三号)

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
平成九年度一般会計歳入歳出決算、平成九年度特別会計歳入歳出決算、平成九年度国稅収納金整理資金受払計算書、平成九年度政府関係機関決算書

平成九年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成九年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機M V-22オスプレイの配備に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日本院は、社会保険審査委員会長に古賀章介君を、同委員に加茂紀久男君及び佐々木喜之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

去る二月十二日議員から次の質問主意書が提出された。
臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問主意書(櫻井充君提出)

去る二月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。
米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

去る二月十六日内閣から次の議案が提出された。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(閣法第三十九号)

郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第四百二十二回国会閣法第一〇二号、衆議院継続審査)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機M V-22オスプレイの配備に関する質問(答弁することができる期限 二月二十四日)

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員

大口 善徳君 (青山三三君の補欠)

同 予備員

第四 石垣 一夫君 (池坊保子君の補欠)

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、衆議院は裁判官弾劾委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

富田 茂之君 (赤松正雄君の補欠)

去る二月十七日議員から次の議案が提出された。

ダイオキシソ類汚染対策緊急措置法案(小川勝也君外四名発議)(参第七号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(小川勝也君外四名発議)(参第八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

在沖米海兵隊による実弾砲撃の移転演習に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問主意書(櫻井充君提出)

去る二月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

小川 勝也君

角田 義一君

去る二月十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
小川 勝也君 補欠
角田 義一君 補欠

辞任

金田 勝年君

片山虎之助君

記

高野 博師君

市田 忠義君

須藤美也子君

渡辺 孝男君

高野 博師君

渡辺 孝男君

高野 博師君

平成十一年度政府関係機関予算(関予第三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件(関条第一号)

国際海軍衛生機構(インマルサット)に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(関条第二号)

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件(関条第三号)

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受託について承認を求めるの件(関条第四号)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(関法第四二号)

鉄道事業法の一部を改正する法律案(関法第四三三号)

道路運送法の一部を改正する法律案(関法第四四四号)

海上運送法の一部を改正する法律案(関法第四五五号)

航空法の一部を改正する法律案(関法第四六六号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問(答弁することのできる期限三月一日)

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会平成九年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

狩野 安君

角田 義一君

記

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会平成九年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

狩野 安君

角田 義一君

柳田 稔君

加藤 修一君

橋本 敦君

畑野 君枝君

入澤 肇君

藤井 俊男君

白浜 一良君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 竹山 裕君 (石川弘君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

ダイオキシソ類汚染対策緊急措置法案(小川勝也君外四名発議)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(小川勝也君外四名発議)

特定融資枠契約に関する法律案(塩崎恭久君外六名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
在沖米海兵隊による実弾砲撃の移転演習に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

片山虎之助君

狩野 安君

齊藤 滋宣君

世耕 弘成君

吉村剛太郎君

鈴木 正孝君

寺崎 昭久君

柳田 稔君

藤井 俊男君

円 より子君

白浜 一良君

加藤 修一君

浜田卓二郎君

木庭健太郎君

市田 忠義君

大沢 辰美君

小池 晃君

阿部 幸代君

宮本 岳志君

須藤美也子君

泉 信也君

入澤 肇君

決算委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

齊藤 滋宣君

円 より子君

谷林 正昭君

阿部 幸代君

小池 晃君

行政監視委員

辞任

補欠

小川 勝也君

藤井 俊男君

懲罰委員

辞任

補欠

加藤 修一君

白浜 一良君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

円 より子君

小川 敏夫君

同日内閣から次の議案が提出された。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

正する法律案(閣法第四八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問(答弁することができ

る期限 三月二十九日)

去る二月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

鈴木 正孝君

吉村剛太郎君

世耕 弘成君

齊藤 滋宣君

広中和歌子君

櫻井 充君

加藤 修一君

益田 洋介君

木庭健太郎君

浜田卓二郎君

渡辺 孝男君

福本 潤一君

阿部 幸代君

小池 晃君

大沢 辰美君

小泉 親司君

決算委員

辞任

補欠

齊藤 滋宣君

世耕 弘成君

谷林 正昭君

小川 勝也君

高野 博師君

渡辺 孝男君

益田 洋介君

加藤 修一君

小池 晃君

阿部 幸代君

行政監視委員

辞任

補欠

櫻井 充君

広中和歌子君

小泉 親司君

市田 忠義君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

小川 敏夫君

竹村 泰子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 岩本 荘太君 (海野徹君の補欠)

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働・社会政策委員

辞任

補欠

末広まきこ君

中島 真人君

経済・産業委員

辞任

補欠

中島 真人君

末広まきこ君

予算委員

辞任

補欠

岩井 國臣君

三浦 一水君

江田 五月君

小宮山洋子君

櫻井 充君

広中和歌子君

福本 潤一君

山本 保君

益田 洋介君

加藤 修一君

小泉 親司君

宮本 岳志君

須藤美也子君

池田 幹幸君

菅川 健二君

山崎 力君

決算委員

辞任

補欠

加藤 修一君

益田 洋介君

山本 保君

福本 潤一君

行政監視委員

辞任

補欠

小宮山洋子君

江田 五月君

広中和歌子君

櫻井 充君

市田 忠義君 小泉 親司君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

竹村 泰子君 円 より子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案(閣法第一五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

金融再生政策に関する質問主意書(中村敦夫君提出)

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

三浦 一水君 岩井 國臣君

小宮山洋子君 江田 五月君

円 より子君 石田 美栄君

山本 保君 益田 洋介君

池田 幹幸君 須藤美也子君

小池 晃君 岩佐 恵美君
宮本 岳志君 橋本 敦君
山崎 力君 曾川 健二君

辞任 補欠

益田 洋介君 山本 保君

行政監視委員

辞任

補欠

江田 五月君 小宮山洋子君

岩佐 恵美君 小池 晃君

懲罰委員

辞任

補欠

石田 美栄君 円 より子君

同日内閣から次の議案が提出された。

男女共同参画社会基本法案(閣法第五二号)
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第五四号)

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特種的養殖生産確保法案(閣法第四九号)
特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正す

る法律案(閣法第五〇号)
通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(閣承認第一号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成十一年度一般会計予算

平成十一年度特別会計予算

平成十一年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成十一年度総予算について

一、開会の日

平成十一年三月四日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成十一年二月二十六日

予算委員長 倉田 寛之

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する質問に対する答弁書

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出在沖米海兵隊による実弾砲撃の移転演習に関する質問(答弁することがのできる期限 三月八日)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

石田 美栄君 円 より子君

浜田卓二郎君 沢 たまき君

岩佐 恵美君 小池 晃君

橋本 敦君 八田ひろ子君

日下部禮代子君 福島 瑞穂君

奥村 展三君 山崎 力君

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

八田ひろ子君 橋本 敦君

福島 瑞穂君 菅野 壽君

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、二月九日の 에스ベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スペイン国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、リブシエ・ベネシヨヴァー・チエッコ共和国上院議長より、同議長のチエッコ共和国上院議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を受け受した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日 外務大臣 小松 一郎 外務大臣 官房外務 参事官 平二二二

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第四百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房参事官小松一郎君(同日議長承認)を、第四百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・防衛委員

山崎 力君

高橋紀世子君

労働・社会政策委員

高橋紀世子君

予算委員

金田 勝年君

清水嘉与子君

郡司 彰君

加藤 修一君

沢 たまき君

益田 洋介君

八田ひろ子君

照屋 寛徳君

福島 瑞穂君

菅川 健二君

佐藤 道夫君

小川 敏夫君

松 あきら君

浜田卓二郎君

魚住裕一郎君

山下 芳生君

大脇 雅子君

日下部博代子君

奥村 展三君

西川きよし君

金田 勝年君

益田 洋介君

八田ひろ子君

福島 瑞穂君

小川 敏夫君

郡司 彰君

松 あきら君

加藤 修一君

田村 秀昭君

泉 信也君

山崎 力君

高橋紀世子君

田村 秀昭君

泉 信也君

山崎 力君

高橋紀世子君

船舶法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めの件(閣承認第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

電気通信回線による登記情報の提供に關する法律案(閣法第五九号)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

千葉 景子君

外交・防衛委員

田村 秀昭君

労働・社会政策委員

高橋紀世子君

交通・情報通信委員

山崎 力君

内藤 正光君

千葉 景子君

国土・環境委員

泉 信也君

田村 秀昭君

狩野 安君

清水嘉与子君

常田 享祥君

若林 正俊君

小川 敏夫君

魚住裕一郎君

松 あきら君

山下 芳生君

大脇 雅子君

奥村 展三君

西川きよし君

加納 時男君

金田 勝年君

益田 洋介君

菅野 壽君

加藤 修一君

高橋紀世子君

山崎 力君

魚住裕一郎君

大脇 雅子君

小川 敏夫君

松 あきら君

山下 芳生君

加藤 修一君

高橋紀世子君

山崎 力君

魚住裕一郎君

大脇 雅子君

小川 敏夫君

松 あきら君

山下 芳生君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 齋藤 勤君 補欠 円 より子君

但馬 久美君 山下 栄一君

同日議員から次の議案が提出された。

所得税法の一部を改正する法律案(峰崎直樹君

外三名発議)(参第一〇号)

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律

案(峰崎直樹君外三名発議)(参第一一号)

同日内閣から次の議案が提出された。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案(閣法

第六三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主

意書(竹村泰子君提出)

昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任

を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

内藤 正光君 千葉 景子君

橋本 敦君 笠井 亮君

外交・防衛委員

辞任 補欠

木俣 佳文君 浅尾慶一郎君

泉 信也君 田村 秀昭君

山崎 力君 高橋紀世子君

財政・金融委員

辞任 補欠

浅尾慶一郎君 木俣 佳文君

笠井 亮君 橋本 敦君

労働・社会政策委員

辞任 補欠

高橋紀世子君 山崎 力君

交通・情報通信委員

辞任 補欠

千葉 景子君 内藤 正光君

国土・環境委員

辞任 補欠

田村 秀昭君 泉 信也君

予算委員

辞任 補欠

加納 時男君 常田 草群君

鈴木 正孝君 若林 正俊君

長谷川道郎君 龜井 郁夫君

日出 英輔君 狩野 安君

福山 哲郎君 川橋 幸子君

高橋 練三君 市田 忠義君

山崎 力君 奥村 展三君

佐藤 道夫君 西川きよし君

決算委員

辞任 補欠

常田 草群君 加納 時男君

川橋 幸子君 福山 哲郎君

行政監視委員

辞任 補欠

山下 芳生君 重樫 練三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

労働・社会政策委員会

理事 川橋 幸子君 (長谷川道郎君の補欠)

理事 山崎 力君 (高橋紀世子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第二〇号)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振

興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣

法第七号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆

議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案(峰崎直樹君

外三名発議)

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律

案(峰崎直樹君外三名発議)

川辺川ダム建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提

出する。

平成十一年一月二十九日

中村 敦夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

川辺川ダム建設に関する質問主意書

政府が熊本球磨川水系川辺川に建設中の川辺川ダムは、総額約二千六百五十億円にも及ぶ国費が投入される。

当該ダムは、政府の説明によると球磨川の洪水を防ぐために必要とされているが、その治水計画がどの程度の合理性、説得性をもっているのか、ダムに代わる治水対策の手段がないかどうか、巨額の公共事業故に様々な角度から検討する必要がある。

今、公共事業に対する多くの疑問が国民から示されている。国民主権を定める日本国憲法は、政府が政策を執行するに当たり、主権者たる国民との情報共有によって理解を得ることを要請していると考えられる。つまり、政府による積極的な情報公開が公共事業執行の前提であり、それは憲法に根拠を持つといえる。

右の観点に立って、次の事項について質問する。

一 球磨川水系には、既に幾つかのダムが存在しており、川辺川ダム建設の妥当性を判断するためには、既設ダムに関する検証が不可欠である。

1 人吉市における、昭和四十年七月洪水での水位の急激な上昇と市街ダムの放流との関連の有無について、政府の見解を明らかにされたい。

2 球磨川本川の荒瀬ダム及び瀬戸石ダムでの洪水・氾濫の実態について、政府の調査報告

は存在するの。存在するならばその概要を示されたい。また調査報告が存在しないならば、存在しない理由を明らかにされたい。

二 川辺川ダムの治水効果に関して、決壊を防ぐ等の理由で緊急放流を行うことにより、川辺川ダム自身が下流の被害を増大させることはないのか。水害増大の可能性の有無を明らかにされたい。

三 新河川法による河川整備基本方針の策定作業において、基本高水流量の見直しが政府によって行われていると聞くが事実か。事実ならば、球磨川水系の河川整備基本方針の策定作業の現在までの経過及び決定時期を具体的に明らかにされたい。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する質問に対する答弁書

一の1について

一般河川球磨川水系球磨川(以下「球磨川」という。)で昭和四十年七月三日に生じた洪水では、市房ダムへの流入量が最大毎秒八百六十二

立方メートルを記録したが、同ダムにおいて最大毎秒三百四十一立方メートルの洪水調節を行った結果、同ダム下流の球磨川の流量が低減され、御指摘の「水位の急激な上昇」は緩和されたものと考ええる。

一の2について

建設省九州地方建設局八代工務事務所は、球磨川(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九条第二項に規定する指定区間内を除く。)に係る洪水氾濫実態調査を昭和四十年七月、昭和四十六年八月、昭和四十七年七月、昭和五十七年七月、平成五年八月、平成七年七月及び平成九年七月に行い、それぞれの調査に係る氾濫区域図を作成している。それぞれの氾濫区域図においては、浸水箇所を明示するとともに、浸水箇所ごとに浸水面積等の被害状況を記載している。

二について

河川法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムについては、その計画規模を超える洪水時におけるゲートの操作要領を個々のダムごとに定め、計画規模を超える洪水時にはダムへの流入量を超えて放流を行わないようにゲートの操作を行うこととしているところである。川辺川ダムについても同様の対応を行うこととしており、仮に同ダムにその計画規模を超える洪水が流入し、同ダムの安全上非常用洪水吐きゲートを操作するとした場合においても、同ダムへの流入量を超える放流が行われることはない。

く、同ダムの設置により下流の洪水による被害の増大がもたらされることはないと考ええる。

三について

河川法第十六条第一項に規定する河川整備基本方針(以下「河川整備基本方針」という。)の策定に向けた作業は現在順次行われているところであるが、河川整備基本方針に定められる基本高水については、河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号)附則第二条第一項の規定により河川整備基本方針とみなされる同法による改正前の河川法第十六条第一項の工事実施基本計画に定められているものと異なる場合があり得る。

球磨川水系に係る河川整備基本方針については、その策定に向けて資料の収集及び整理、基本高水の検討等を行ってきているところであり、その策定時期は現時点では未定である。

米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機 M V - 22 オスプレイの配備に関する質問

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年二月五日

照屋 寛徳

参議院議長 斎藤 十朗殿

米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機 M V - 22 オスプレイの配備に関する質問 主意書

平成十一年一月二十日、在沖米海兵隊第三海兵遠征軍のジョン・カステロー副司令官が「米軍普天間飛行場配備の C H - 46 E、C H - 53 E 型ヘリコプターが二〇〇七年から二〇〇八年に最新鋭垂直離着陸機 M V - 22 オスプレイに更新される。普天間飛行場の返還・移設が実現していない場合でも配備する旨を発表した。

M V - 22 オスプレイの普天間飛行場への配備は、基地機能の強化であり、県民の生命・身体の安全に対する危機であり、平穩な県民生活を破壊するものであって、断じて容認できない。

政府は、普天間飛行場への M V - 22 オスプレイ配備を認めてはならない。

この件に関し以下質問する。

- 一、政府は、米軍普天間飛行場への M V - 22 オスプレイ配備に関するジョン・カステロー副司令官の発言を承知しているのか。承知しているのであれば、同発言をどのように理解しているのか、同発言について米政府にその真意・内容について照会したのか、照会したなら米政府の回答内容について、それぞれ明らかにされたい。
- 二、現在、米軍普天間飛行場に配備されている C H - 46 E、C H - 53 E 型機と比較した M V - 22 オスプレイの速力、航続距離、積載能力、機体の特徴等について、政府はどのように把握しているのか明らかにされたい。

三、米国防総省のエグゼクティブ・レポート「日本国沖縄の普天間海兵航空基地の移設に関する国防総省の機能分析と運用構想(一九九七年九月三日)及び「運用所用と運用概念」普天間飛行場の移設(一九九七年九月二十九日)によると、MV-22オスプレイ三十六機の配備を前提に普天間飛行場返還に伴う代替海上基地の建設が構想されていることが明らかである。

政府は、海上基地へのMV-22オスプレイ配備についてアメリカからの提案を受けているのかどうか、また、提案があったら容認するのか明らかにされたい。

四、「普天間飛行場に関するSACO最終報告」(平成八年十二月二十日)によると、「海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離着陸できる航空機の運用も支援する能力を有する」とあるが、MV-22オスプレイの配備を日米両政府で合意したのか。そうでなければ、政府は右最終報告における海上施設にMV-22オスプレイは配備されないことを明らかにされたい。また、右最終報告で「短距離で離着陸できる航空機」とはいかなる種類の航空機なのか説明されたい。

五、政府は、MV-22オスプレイ配備に伴う安全性、騒音問題、基地機能への影響、県民生活への影響を調査検討したことがあるのか、あるとすればその概要を明らかにされたい。

平成十一年二月二十三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書
一、三及び四について

御指摘の米軍関係者の発言については、その報道は承知しているが、その発言の具体的内容は承知していない。

当該報道を受け、アメリカ合衆国国防省に対し、御指摘の垂直離着陸機MV-22オスプレイ(以下「MV-22」という。)の沖縄への配備に関するアメリカ合衆国政府の見解を照会したところ、同国国防省から、同国政府としては、現時点においてMV-22の沖縄への配備について何ら具体的な予定は有していない旨の回答を得たところである。また、これまでアメリカ合衆国政府から将来のMV-22の沖縄への配備計画に関して、御指摘の文書を含め一切説明を受け

たことはなく、これを承知していないところであり、現時点において、お尋ねのような仮定の議論も含め、お答えすることは困難である。

お尋ねの普天間飛行場に関するSACO最終報告(平成八年十二月二日)にいう「短距離で離着陸できる航空機」とは、特定の種類の航空機を念頭に置いたものではない。

二について

御指摘のCH-46E、CH-53E及びMV-

22の速力、航続距離、積載能力、機体の特徴等については、アメリカ合衆国海兵隊の公刊資料等によれば、別表のとおりであると承知している。

五について

MV-22の沖縄への配備について、アメリカ合衆国政府は現時点において何ら具体的な予定を有していないと承知しており、御指摘のような調査検討を行ったことはない。

別表

機種	速度 (巡航速度・ノット)	航続距離 (行動半径・海里)	積載能力 (最大離陸重量・トン)	機体の特徴等
CH-46E (ヘリコプター)	約一四五	約一三二	約一一	(全幅・メーター) (全長・メーター) (エンジン基数・基)
CH-53E (ヘリコプター)	約一五〇	約五四〇	約三三	約一六 約二六 二
MV-22 (開発中の テイルローター機)	約二四〇	約五〇〇	約二七	約一七 約二七 二

(注) 全幅及び全長はローター回転時のものである。

米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年二月十日
参議院議長 斎藤 十朗殿
照屋 寛徳

米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書
平成八年十二月二日に発表された「普天間飛行場に関するSACO最終報告」(以下「最終報告」という。)から二年余が経過した。大田昌秀前沖縄県知事が、最終報告における海上ヘリ基地建設に反対を表明してからも一年余が経過した。

平成十年十一月十五日に施行された沖縄県知事選挙では、敗れた大田昌秀前知事も当選した稲嶺恵一新知事も、最終報告における海上ヘリ基地に反対するとの公約をした。そのうえで、当選した稲嶺恵一知事は、沖縄本島北部地域に使用期限を十五年に限定した軍民共用空港の建設を米軍普天間飛行場の代替施設として公約した。

私は、最終報告で示された海上ヘリ基地建設には反対である。同時に、県知事選挙における両候補の公約にも明らかのように、海上ヘリ基地建設反対は沖縄県民の総意であると確信している。また、米軍普天間飛行場の代替施設を県内に求め、県内に新たな米軍基地を建設することにも反対である。

よって、次の点について質問する。
一、最終報告第四項下号は「日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする」と定めている。よって、最終報告で海上施設案が採用され、(イ)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約案

(ロ)キャンプ・シユワブにおけるヘリポート建設案の両案が採用されなかった理由、各案の比較検討作業の経緯と結果について明らかにしたい。

二、政府は、海上ヘリ基地建設に反対を公約した稲嶺知事の当選で、米軍普天間飛行場の代替施設として海上施設を合意した最終報告を見直す日米交渉を行う考えがあるのか、それとも将来にわたって海上ヘリ基地建設をめざすのか明らかにされたい。

三、米軍普天間飛行場の返還に伴う代替施設は、軍民共用が可能な施設であるとの日米間の合意があったのか。もしそのような合意があったとすれば、この点についても最終報告の見直しが必要ではないのか政府の見解を明らかにされたい。

四、米軍普天間飛行場の代替施設は、予めその使用期限を定めることは可能か。在日米軍施設で予め使用期限を付して新規提供されたものがあればその施設名を明らかにされたい。また、稲嶺知事が公約した十五年の使用期限と各地権者と政府間の施設賃借借契約の期間との関係をどのように考えるのか明らかにされたい。

右質問する。
平成十一年二月二十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問に対する答弁書
一について
普天間飛行場の返還に伴う代替施設については、安全、騒音、運用、技術的側面、環境及び経費の要素を考慮しつつ、嘉手納飛行場への集約案、キャンプ・シユワブにおけるヘリポート建設案並びに海上施設の開発及び建設案の三案につき、日米間で総合的な検討を行った。その結果、SACO最終報告において、海上施設案は、他の二案に比べ、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質に配慮するとの観点から、最善の選択肢であると判断されたものである。また、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものであることも考慮された。

二について
普天間飛行場の返還に伴う代替施設としての海上施設案については、現時点において、これを見直すためにアメリカ合衆国政府と交渉することは考えていない。他方、政府としては、従

来から、地元の頭越しに進める考えはない旨表明しているところであり、今後、稲嶺沖縄県知事の意見を十分聴きつつ、本件の解決に向け、真摯に取り組み考えである。

三について
御指摘のような日米政府間の合意はない。

四について
一般論として申し上げれば、使用期限を明示することについては、将来の国際情勢など様々な要因とも関連するため、困難であると考えている。

現在、我が国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条に基づきアメリカ合衆国に提供している施設及び区域のうち、施設及び区域の全体について使用期限を付しているものには周防灘訓練区域があり、施設及び区域の一部について使用期限を付しているものには立神港区がある。なお、これらについては、時期を特定して実施される海上自衛隊とアメリカ合衆国海軍との共同訓練の間提供するものであり、また、後者については、既提供建物等の建て替えに伴う機材等の一時的な保管場所として所要の工事が完了するまでの間提供するものであるためである。

また、アメリカ合衆国に施設及び区域として提供するため、国が土地等の所有者と締結する賃貸借契約の期間は、一般に、昭和四十七年四月二十六日の衆議院法務委員会において示した政府見解にあるように、駐留軍が使用する期間とする趣旨のものであり、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条により二十年を経過したとき満了するものであるが、現時点において、御指摘の公約の使用期限と賃貸借契約の期間との関係を論じることができないと考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
一〇円
五円